

(安全・衛生について)

(ご入居者・ご家族からの質問)

ノロウイルスの入居者が出たのに、アルコール消毒をただけでホームの対応が終わっています。不適切ではないでしょうか。ホームで本来対応すべき手順や守るべき法令のようなものはないのでしょうか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

安全・衛生に関しての法令としては、食品衛生法などが考えられますが、具体的な対応方法などについて定められたものではありません。一方で、感染症や安全衛生については、厚生労働省や自治体からもマニュアルなどが事業者に向けて案内されています。

まずは、自らが罹患しないよう、マスクや手袋の着用やまめな手洗いなどで自衛策をお願いします。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

安全・衛生に対する手順については、厚生労働省をはじめ、様々な団体から、注意喚起文書や対応マニュアルが案内されています。事業者は、有老協ホームページ:「[契約書モデル・ガイドライン](#)」(リンク)のページや、「[制度・行政情報/ 医療・感染症関係](#)」(リンク)のページなどでもご案内していますが、下記などを参考に、ご入居者の安全・安心に取り組んでください。

(厚生労働省ホームページより)

食中毒ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

ノロウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

「大量調理施設衛生管理マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000168026.pdf>

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

「小売業者向け HACCP の原理を利用したマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000158724.pdf>

発行元 :



公益社団法人 **全国有料老人ホーム協会**

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

TEL 03-3272-3781 FAX 03-3548-1078